様式第３号

○○校区○○公園　コミュニティパーク事業協定書

　福岡市長（以下甲）と○○公園コミュニティパーク運営委員会（以下「乙」という。）は、○○校区○○公園について、コミュニティパーク事業の実施に関し、必要な事項を定めるため、次の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲、乙が共働し、コミュニティパーク事業を良好に推進することを目的とする。

（依拠する法令等）

第２条　本事業は、都市公園法（昭和３１年法律第１９号）（以下「法」という。）、福岡市公園条例（以下「条例」という。）、その他関係法令、及びコミュニティパーク事業実施要綱（平成２９年７月３日施行）（以下、「実施要綱」という。）に基づき、行うものとする。

（対象公園）

第３条　この協定の対象となる公園は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公園名 | 所在地 | 公園面積 |
| ○○公園 | ○区×町△丁目◇番地 | \*\*\*\*㎡ |

（利用圏域）

第４条　実施要綱第４条第１項に定める、ＡＡＡ公園における利用圏域は下記のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自治会・町内会名 | | |
| ○○町内会 | ××自治会 |  |
|  |  |  |

（コミュニティパーク運営委員会）

第５条　実施要綱第５条第４項に定める、「○○公園コミュニティパーク運営委員会規則」及び「○○公園コミュニティパーク運営委員会役員名簿」を別紙のとおりとする。

（公園の利用方針）

第６条　実施要綱第１０条に定める、○○公園における利用方針は下記のとおりとする。

1. 公園の利用ルール

|  |  |
| --- | --- |
| 利用内容 | 利用ルール |
| 自転車の乗り入れ | （例）  ・自転車は駐輪スペースに駐輪すること  ・自転車の乗り入れは、保護者同伴の練習のみとする  ・原付、バイクの乗り入れは全面禁止 |
| 火気の利用 | （例）  ・大人の見守りがあれば手持ち花火は可能 |
| 貼り紙や広告物 | （例）  ・公園の利用ルール看板以外は原則禁止 |
| ボールの利用 | （例）  ・ボールを打つ道具の使用禁止  ・キャッチボール、サッカー、ドッヂ等は、他の利用者へ迷惑にならない範囲で可能 |
| ペットの散歩 | （例）  ・ペットの糞は飼い主が責任を持って後始末  ・リードを離しての散歩は禁止 |

（２）乙が主催する地域コミュニティの活性化に資する事業

イベント・事業名記載

（夏祭り、花火大会、餅つき大会、バーベキュー大会、プレイパーク、ドッグラン、

フリーマーケット、地域カフェ、バザー等）

（３）公園の管理運営方法

　　　　体制、実施事項、面積、回数等記載

（４）乙が設置・管理・運営する施設の設置

　 施設名記載　（花壇、パークハウス等）

（５）パークハウスの運営

乙は、パークハウス設置・管理・運営要綱第10条第2項に定めるパークハウス利用マニュアル等の規則を定め、甲へ提出するとともに、当該規則に基づきパークハウスの運営を行うものとする。

（６）イベントの実施

　　　　営利目的での公園利用はしないこと。

（協定の解除等）

第７条　乙が本事業の終了を希望する場合は、実施要綱第７条第４項に基づき、コミュニティパーク事業終了届を事業終了希望日の３か月前までに、甲へ提出するものとする。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。有効期間内に甲、乙いずれからも解除の申し出がない場合は、双方の合意の下、協定の更新手続きを行うものとする。

（その他の事項）

第９条　本協定に定めのない事項や事業推進にあたり生じた疑義については、必要に応じ甲、乙が協議して定める。

以上を証するため、本書２通を作成し、甲と乙は、当事者押印のうえ、各１通保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　福岡市長　髙島　宗一郎　　　　　　　　　印

乙　○○公園コミュニティパーク運営委員会

　　会長　　■■　■■　　　　　　　　　　　印

○○校区○○公園において、甲と乙が本協定書を締結することを承認する。

令和　　年　　月　　日

　福岡市○区

　　○○校区自治協議会

　　会長　　■■　■■　　　　　　　　　　　印